砺波市中東情勢特別対策枠融資
保証料助成金のご案内

「中東情勢特別対策枠」の信用保証料の事業者負担分を市が全額助成します

※ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度利用による引上げ分の保証料は対象外

※令和８年７月１日から令和９年３月３１日までに実行した融資が対象

（予算の上限に達した場合は、期間内でも受付を終了する場合があります。）

■対象となる方（以下の要件をすべて満たす方）

☑️ 富山県経済変動対策緊急融資（中東情勢特別対策枠）を受けた中小企業者であること

☑️ 市内に主たる事業所または営業所を有する中小企業者であること

☑️ 市税等を滞納していないこと

■申請の流れ

① 保証料を払い込み→金融機関から融資を受ける

② 申請書類を金融機関を通して市役所へ提出する

③ 交付決定の受理→助成金の受け取り（申請書提出後、約１か月ほどで振り込まれます）

■申請に必要な書類（金融機関を通して市へ提出してください）

- ☐ 保証料助成金交付申請書兼請求書
- ☐ 市税等納付（納入）状況確認承諾書
- ☐ 信用保証書の写し
- ☐ 保証料を納付したことが確認できる書類（通帳のコピー、口座の取引明細等）

【注意】 早期完済や保証条件変更による保証料の返戻があった場合は、市に助成金を返還していただきます。

■お問い合わせ

砺波市役所 商工観光課 商工係（☎ 0763-33-1392 ）　〒939-1398　富山県砺波市栄町7番3号